

官報

○いじむ家庭庁告示第11号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のよつてに定め
る。

令和六年三月十五日

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のよつてに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にいれに對応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にいれに對応するものを掲げていないものは、いふを加える。

前	改正	後
一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。	一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。	一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

- 二 前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定するものとする。
- イ 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第1により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額
- ロ 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（一部改正府令附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第2により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額
- ハ 旧指定医療型児童発達支援事業所（一部改正府令附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額
- 三 前二号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。）

(+) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a 利用定員が30人以下の場合	3,136単位
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,061単位
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	2,991単位

[号を加える。]

二 前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(+) 利用定員が30人以下の場合	3,086単位
(-) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,005単位
(-) 利用定員が41人以上50人以下の場合	2,930単位
(-) 利用定員が51人以上60人以下の場合	2,859単位

<u>d</u> 利用定員が51人以上60人以下の場合	2,924単位	2,830単位
<u>e</u> 利用定員が61人以上70人以下の場合	2,897単位	2,804単位
<u>f</u> 利用定員が71人以上80人以下の場合	2,873単位	2,778単位
<u>g</u> 利用定員が81人以上の場合	2,849単位	
(二) 医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。)		
<u>a</u> 利用定員が30人以下の場合	2,120単位	2,086単位
<u>b</u> 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,045単位	2,005単位
<u>c</u> 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,975単位	1,930単位
<u>d</u> 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,909単位	1,859単位
<u>e</u> 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,881単位	1,830単位
<u>f</u> 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,857単位	1,804単位
<u>g</u> 利用定員が81人以上の場合	1,833単位	1,778単位
(三) 医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。)		
<u>a</u> 利用定員が30人以下の場合	1,782単位	1,753単位
<u>b</u> 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,706単位	1,672単位
<u>c</u> 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,636単位	1,597単位
<u>d</u> 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,570単位	1,526単位
<u>e</u> 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,543単位	1,497単位
<u>f</u> 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,519単位	1,471単位
<u>g</u> 利用定員が81人以上の場合	1,495単位	1,445単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		
<u>a</u> 利用定員が30人以下の場合	1,104単位	1,086単位
<u>b</u> 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,029単位	1,005単位
<u>c</u> 利用定員が41人以上50人以下の場合	959単位	930単位
<u>d</u> 利用定員が51人以上60人以下の場合	893単位	859単位
<u>e</u> 利用定員が61人以上70人以下の場合	866単位	830単位
<u>f</u> 利用定員が71人以上80人以下の場合	841単位	804単位
<u>g</u> 利用定員が81人以上の場合	817単位	778単位
(2) 時間区分2（指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。）		
(一) 医療的ケア区分3		
<u>a</u> 利用定員が30人以下の場合	3,163単位	
<u>b</u> 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,085単位	
<u>c</u> 利用定員が41人以上50人以下の場合	3,013単位	
<u>d</u> 利用定員が51人以上60人以下の場合	2,945単位	
<u>e</u> 利用定員が61人以上70人以下の場合	2,918単位	
<u>f</u> 利用定員が71人以上80人以下の場合	2,893単位	
<u>g</u> 利用定員が81人以上の場合	2,868単位	

(二) 医療的ケア区分2		
a 利用定員が30人以下の場合	2,147単位	
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,069単位	
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,997単位	
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,929単位	
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,902単位	
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,877単位	
g 利用定員が81人以上の場合	1,852単位	
(三) 医療的ケア区分1		
a 利用定員が30人以下の場合	1,808単位	
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,731単位	
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,659単位	
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,591単位	
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,563単位	
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,538単位	
g 利用定員が81人以上の場合	1,514単位	
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		
a 利用定員が30人以下の場合	1,131単位	
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,053単位	
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	981単位	
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	913単位	
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	886単位	
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	861単位	
g 利用定員が81人以上の場合	836単位	
(3) 時間区分3 (指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。)		
(一) 医療的ケア区分3		
a 利用定員が30人以下の場合	3,215単位	
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,134単位	
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	3,059単位	
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	2,987単位	
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	2,958単位	
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	2,932単位	
g 利用定員が81人以上の場合	2,906単位	
(二) 医療的ケア区分2		
a 利用定員が30人以下の場合	2,199単位	
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,118単位	
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	2,043単位	
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,971単位	
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,942単位	

<u>f</u>	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,916単位
<u>g</u>	利用定員が81人以上の場合	1,890単位
(三) 医療的ケア区分1		
<u>a</u>	利用定員が30人以下の場合	1,861単位
<u>b</u>	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,780単位
<u>c</u>	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,704単位
<u>d</u>	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,633単位
<u>e</u>	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,604単位
<u>f</u>	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,578単位
<u>g</u>	利用定員が81人以上の場合	1,551単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		
<u>a</u>	利用定員が30人以下の場合	1,184単位
<u>b</u>	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,102単位
<u>c</u>	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,027単位
<u>d</u>	利用定員が51人以上60人以下の場合	955単位
<u>e</u>	利用定員が61人以上70人以下の場合	926単位
<u>f</u>	利用定員が71人以上80人以下の場合	900単位
<u>g</u>	利用定員が81人以上の場合	874単位
□ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）		
(1) 時間区分1		
(イ) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合		
<u>a</u>	医療的ケア区分3	
<u>(a)</u>	利用定員が10人以下の場合	2,933単位
<u>(b)</u>	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,684単位
<u>(c)</u>	利用定員が21人以上の場合	2,568単位
<u>b</u>	医療的ケア区分2	
<u>(a)</u>	利用定員が10人以下の場合	1,917単位
<u>(b)</u>	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,668単位
<u>(c)</u>	利用定員が21人以上の場合	1,552単位
<u>c</u>	医療的ケア区分1	
<u>(a)</u>	利用定員が10人以下の場合	1,579単位
<u>(b)</u>	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,330単位
<u>(c)</u>	利用定員が21人以上の場合	1,214単位
<u>d</u>	aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
<u>(a)</u>	利用定員が10人以下の場合	901単位
<u>(b)</u>	利用定員が11人以上20人以下の場合	652単位
<u>(c)</u>	利用定員が21人以上の場合	536単位

□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 医療的ケア区分3		
(イ) 利用定員が20人以下の場合	3,384単位	
(ロ) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,191単位	
(ハ) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,075単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,975単位	
(2) 医療的ケア区分2		
(イ) 利用定員が20人以下の場合	2,384単位	
(ロ) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位	
(ハ) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,075単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,975単位	
(3) 医療的ケア区分1		
(イ) 利用定員が20人以下の場合	2,051単位	
(ロ) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,858単位	
(ハ) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,742単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,642単位	
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合		
(イ) 利用定員が20人以下の場合	1,384単位	
(ロ) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,191単位	
(ハ) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,075単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	975単位	

(一) (→)以外の場合		
a 医療的ケア区分3		
(a) 利用定員が10人以下の場合	2,813単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,593単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,493単位	
b 医療的ケア区分2		
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,797単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,577単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,477単位	
c 医療的ケア区分1		
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,459単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,238単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,139単位	
d aからcまでに該当しない障害児について算定する場合		
(a) 利用定員が10人以下の場合	781単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	561単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	461単位	
(二) 時間区分2		
(一) 主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合		
a 医療的ケア区分3		
(a) 利用定員が10人以下の場合	2,959単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,702単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,582単位	
b 医療的ケア区分2		
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,943単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,687単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,567単位	
c 医療的ケア区分1		
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,605単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,348単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,228単位	
d aからcまでに該当しない障害児について算定する場合		
(a) 利用定員が10人以下の場合	928単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	671単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	551単位	
(二) (→)以外の場合		
a 医療的ケア区分3		
(a) 利用定員が10人以下の場合	2,836単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,608単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,505単位	
b 医療的ケア区分2		
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,820単位	
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,592単位	
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,489単位	

<u>c</u>	<u>医療的ケア区分1</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	1,481単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	1,254単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	1,151単位
<u>d</u>	<u>aからcまでに該当しない障害児について算定する場合</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	804単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	576単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	473単位
(3)	<u>時間区分3</u>	
(一)	<u>主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>	
a	<u>医療的ケア区分3</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	3,012単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	2,739単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	2,611単位
b	<u>医療的ケア区分2</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	1,996単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	1,723単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	1,596単位
c	<u>医療的ケア区分1</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	1,658単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	1,385単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	1,257単位
<u>d</u>	<u>aからcまでに該当しない障害児について算定する場合</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	980単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	707単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	580単位
(二)	<u>(一)以外の場合</u>	
a	<u>医療的ケア区分3</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	2,881単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	2,639単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	2,529単位
b	<u>医療的ケア区分2</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	1,865単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	1,623単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	1,513単位
c	<u>医療的ケア区分1</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	1,526単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	1,284単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	1,175単位
<u>d</u>	<u>aからcまでに該当しない障害児について算定する場合</u>	
(a)	<u>利用定員が10人以下の場合</u>	849単位
(b)	<u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	607単位
(c)	<u>利用定員が21人以上の場合</u>	497単位

<u>ハ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>	
(1) 利用定員が5人以上7人以下の場合	2,131単位
(2) 利用定員が8人以上10人以下の場合	1,347単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	850単位
<u>二 共生型児童発達支援給付費</u>	682単位

<u>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</u>	
(1) 利用定員が15人以下の場合	1,331単位
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	1,040単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	924単位
<u>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</u>	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,885単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,613単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,486単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,885単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,613単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,486単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,552単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,280単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,153単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	885単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	613単位
c 利用定員が21人以上の場合	486単位
(2) (1)以外の場合	
(一) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,754単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,513単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,404単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,754単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,513単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,404単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,421単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,180単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,071単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	754単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	513単位
c 利用定員が21人以上の場合	404単位

<u>ホ 基準該当児童発達支援給付費</u>	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	793単位
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	682単位

[削る。]
[削る。]

〔表 略〕

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

<u>ホ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>	
--	--

(1) 利用定員が5人の場合	2,098単位
(2) 利用定員が6人の場合	1,757単位
(3) 利用定員が7人の場合	1,511単位
(4) 利用定員が8人の場合	1,326単位
(5) 利用定員が9人の場合	1,184単位
(6) 利用定員が10人の場合	1,069単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	837単位

△ 共生型児童発達支援給付費	591単位
----------------	-------

<u>ト 基準該当児童発達支援給付費</u>	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	701単位
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	591単位

<u>ト [表 同左]</u>	
-----------------	--

注1 イからハまでについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ニ又はホについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

2の2 ハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 本については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の5 イ及びロの算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第1項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

2の6 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

- (3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85

4 営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるもの）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。

2の3 トについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

[加える。]

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
 - (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でない場合 100分の85

4 営業時間（指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるもの）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5の2 指定通所基準第45条第2項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第38条の2第1項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の2 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 中核機能強化加算(I)

(一) 利用定員が30人以下の場合	155単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	133単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	103単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	85単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	73単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	63単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	55単位

ロ 中核機能強化加算(II)

(一) 利用定員が30人以下の場合	124単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	106単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	82単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	68単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	58単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	50単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	44単位

ハ 中核機能強化加算(III)

(一) 利用定員が30人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	41単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第3項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

6 削除

[加える。]

7 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用定員が20人以下の場合

603単位

ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合

531単位

ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合

488単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	22単位

7の2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（口に該当する場合を除く。）

(1) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	75単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合	374単位
(2) 利用定員が6人の場合	312単位
(3) 利用定員が7人の場合	267単位
(4) 利用定員が8人の場合	234単位
(5) 利用定員が9人の場合	208単位
(6) 利用定員が10人の場合	187単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	125単位

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合	62単位
(一) 利用定員が30人以下の場合	62単位

二 利用定員が41人以上の場合

[加える。]

445単位

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、注9の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注9、注11及び5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（口又はハに該当する場合を除く。）

(1) 理学療法士等を配置する場合

(一) 利用定員が30人以下の場合

62単位

(一) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位		(一) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(二) 利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位		(二) 利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
(三) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位		(三) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
(四) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位		(四) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(五) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位		(五) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(六) 利用定員が81人以上の場合	22単位		(六) 利用定員が81人以上の場合	22単位
(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 ((1)に掲げる場合を除く。)			(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が30人以下の場合	51単位		(一) 利用定員が30人以下の場合	41単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	43単位		(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位		(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	27単位		(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	23単位		(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	20単位		(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	18単位		(七) 利用定員が81人以上の場合	15単位
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)			[加える。]	
(一) 利用定員が30人以下の場合	41単位			
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位			
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位			
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位			
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位			
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位			
(七) 利用定員が81人以上の場合	15単位			
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)			[加える。]	
(一) 利用定員が30人以下の場合	36単位			
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	31単位			
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	24単位			
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	19単位			
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	17単位			
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	14単位			
(七) 利用定員が81人以上の場合	13単位			
(5) その他の従業者を配置する場合			(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位		(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位		(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位		(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位		(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位		(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位		(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位		(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位

□ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (ハに該当する場合を除く。)	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
[削る。]	
(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 ((1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	152単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	59単位
[削る。]	
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	107単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	71単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	43単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	90単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
[削る。]	
ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374単位
(二) 利用定員が6人の場合	312単位
(三) 利用定員が7人の場合	267単位
(四) 利用定員が8人の場合	234単位
(五) 利用定員が9人の場合	208単位
(六) 利用定員が10人の場合	187単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 ((1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	305単位

□ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	93単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	75単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	42単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	49単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	27単位
[加える。]	
[加える。]	
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	20単位
ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	93単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	62単位

(二) 利用定員が6人の場合	253単位	
(三) 利用定員が7人の場合	216単位	
(四) 利用定員が8人の場合	188単位	
(五) 利用定員が9人の場合	167単位	
(六) 利用定員が10人の場合	149単位	
(七) 利用定員が11人以上の場合	98単位	
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)		
(一) 利用定員が5人の場合	247単位	
(二) 利用定員が6人の場合	206単位	
(三) 利用定員が7人の場合	176単位	
(四) 利用定員が8人の場合	154単位	
(五) 利用定員が9人の場合	137単位	
(六) 利用定員が10人の場合	123単位	
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位	
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)		
(一) 利用定員が5人の場合	214単位	
(二) 利用定員が6人の場合	178単位	
(三) 利用定員が7人の場合	153単位	
(四) 利用定員が8人の場合	134単位	
(五) 利用定員が9人の場合	119単位	
(六) 利用定員が10人の場合	107単位	
(七) 利用定員が11人以上の場合	71単位	
(5) その他の従業者を配置する場合		
(一) 利用定員が5人の場合	180単位	
(二) 利用定員が6人の場合	150単位	
(三) 利用定員が7人の場合	129単位	
(四) 利用定員が8人の場合	113単位	
(五) 利用定員が9人の場合	100単位	
(六) 利用定員が10人の場合	90単位	
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位	

[削る。]

(二) 利用定員が21人以上の場合	49単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	36単位
二 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (亦に該当する場合を除く。)	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位

[削る。]

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下の注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	90単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374単位
(二) 利用定員が6人の場合	312単位
(三) 利用定員が7人の場合	267単位
(四) 利用定員が8人の場合	234単位
(五) 利用定員が9人の場合	208単位
(六) 利用定員が10人の場合	187単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位

9 理学療法士等（保育士にあっては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が30人以下の場合 41単位

(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位

(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 27単位
 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 22単位
 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 19単位
 (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 16単位
 (7) 利用定員が81人以上の場合 15単位

□ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ハに該当する場合を除く。)

(1) 利用定員が10人以下の場合 123単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 49単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合 247単位

(2) 利用定員が6人の場合 206単位

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(口又はハに該当する場合を除く。)

(1) 理学療法士等を配置する場合
 (一) 利用定員が30人以下の場合 62単位
 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 42単位
 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位
 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位
 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位
 (七) 利用定員が81人以上の場合 22単位

(2) 児童指導員を配置する場合
 (一) 利用定員が30人以下の場合 41単位
 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 27単位
 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 22単位
 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 19単位
 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 16単位
 (七) 利用定員が81人以上の場合 15単位

[加える。]
 [加える。]
 [加える。]
 [加える。]
 [加える。]

□ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合
 (一) 利用定員が20人以下の場合 93単位
 (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 75単位
 (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
 (四) 利用定員が41人以上の場合 42単位

(2) 児童指導員を配置する場合
 (一) 利用定員が20人以下の場合 62単位
 (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 49単位
 (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
 (四) 利用定員が41人以上の場合 27単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合
 (一) 利用定員が20人以下の場合 93単位
 (二) 利用定員が21人以上の場合 75単位

(2) 児童指導員を配置する場合
 (一) 利用定員が20人以下の場合 62単位
 (二) 利用定員が21人以上の場合 49単位

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)
〔削る。〕

(3) 利用定員が7人の場合	176単位
(4) 利用定員が8人の場合	154単位
(5) 利用定員が9人の場合	137単位
(6) 利用定員が10人の場合	123単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	82単位

〔削る。〕

〔削る。〕

[加える。]	

二 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（亦に該当する場合を除く。）

(1) 理学療法士等を配置する場合	
(→ 利用定員が10人以下の場合)	187単位
(← 利用定員が11人以上20人以下の場合)	125単位
(← 利用定員が21人以上の場合)	75単位
(2) 児童指導員を配置する場合	
(→ 利用定員が10人以下の場合)	123単位
(← 利用定員が11人以上20人以下の場合)	82単位
(← 利用定員が21人以上の場合)	49単位

三 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合	
(→ 利用定員が5人の場合)	374単位
(← 利用定員が6人の場合)	312単位
(← 利用定員が7人の場合)	267単位
(← 利用定員が8人の場合)	234単位
(← 利用定員が9人の場合)	208単位
(← 利用定員が10人の場合)	187単位
(← 利用定員が11人以上の場合)	125単位
(2) 児童指導員を配置する場合	
(→ 利用定員が5人の場合)	247単位
(← 利用定員が6人の場合)	206単位
(← 利用定員が7人の場合)	176単位
(← 利用定員が8人の場合)	154単位
(← 利用定員が9人の場合)	137単位
(← 利用定員が10人の場合)	123単位
(← 利用定員が11人以上の場合)	82単位

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)	
(1) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(→ 利用定員が20人以下の場合)	100単位
(← 利用定員が21人以上の場合)	80単位

<u>(1)</u> 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333単位
(3) 利用定員が7人の場合	286単位
(4) 利用定員が8人の場合	250単位
(5) 利用定員が9人の場合	222単位
(6) 利用定員が10人の場合	200単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133単位

□ 看護職員加配加算(II)

〔削る。〕

<u>(2)</u> 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が5人の場合	400単位
(二) 利用定員が6人の場合	333単位
(三) 利用定員が7人の場合	286単位
(四) 利用定員が8人の場合	250単位
(五) 利用定員が9人の場合	222単位
(六) 利用定員が10人の場合	200単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	133単位

□ 看護職員加配加算(II)

(1) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が20人以下の場合	200単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	160単位

<u>(2)</u> 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が5人の場合	800単位
(二) 利用定員が6人の場合	666単位
(三) 利用定員が7人の場合	572単位
(四) 利用定員が8人の場合	500単位
(五) 利用定員が9人の場合	444単位
(六) 利用定員が10人の場合	400単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	266単位

11 三の共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合

181単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合

103単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合

78単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

300単位

(一) 所要時間1時間以上の場合

200単位

(二) 所要時間1時間未満の場合

100単位

(2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合

80単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合

11 への共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合

181単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合

103単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合

78単位

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合

187単位

<input type="checkbox"/> 家族支援加算(II)	<input type="checkbox"/> 所要時間1時間以上の場合
(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位	280単位
(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位	
<u>注1 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。</u>	
<u>2 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはイを、第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはロを算定しない。</u>	
<u>2の2 子育てサポート加算</u> 80単位	
<u>注 指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。</u>	
<u>2の2 事業所内相談支援加算</u>	
イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位	
ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位	
<u>注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。</u>	
<u>2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。</u>	

3 食事提供加算

イ 食事提供加算(I)	30単位
ロ 食事提供加算(II)	40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号口、第4号口、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

[削る。]

[4・5 略]

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ 栄養士配置加算(II)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位

3 食事提供加算

イ 食事提供加算(I)	30単位
ロ 食事提供加算(II)	40単位

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号口、第4号口、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号にあっては、注2に規定する低所得者等を除き、通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する。（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号の規定による市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

[4・5 同左]

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ 栄養士配置加算(II)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位

(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位	(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	9単位	(6) 利用定員が81人以上の場合	9単位
注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。			
(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。			
(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。			
2 口については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。	94単位	2 口については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。	94単位
(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。			
(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。			
7 欠席時対応加算	150単位	7 欠席時対応加算	54単位
注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。			
8 専門的支援実施加算			
注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月につき4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注3の(2)を算定しているときは又は1の注11のイ若しくは口を算定していないときは、加算しない。			
8の2 強度行動障害児支援加算	200単位	8の2 強度行動障害児支援加算	155単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所（1の注11のイ又は口に掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。			

8の3 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

[加える。]

8の4 人工内耳装用児支援加算

イ 人工内耳装用児支援加算(I)

(1) 利用定員が20人以下の場合	603単位
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	531単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	488単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	445単位

ロ 人工内耳装用児支援加算(II) 150単位

[加える。]

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I)	120単位
ロ 個別サポート加算(II)	150単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I)	100単位
ロ 個別サポート加算(II)	125単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

2 口については、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9の2 入浴支援加算

55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 医療連携体制加算

[イ～ヘ 略]

ト 医療連携体制加算⑦

250単位

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 口については、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

10 医療連携体制加算

[イ～ヘ 同左]

ト 医療連携体制加算⑧

100単位

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

4 二については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(3)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1の口の(1)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(ニ)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(ー)のa、b若しくはc若しくはc若しくは1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(3)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1の口の(1)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(ー)のa、b若しくはc又は1の口の(3)の(ニ)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(3)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1の口の(1)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(ニ)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(ー)のa、b若しくはc若しくはc若しくは1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(3)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1の口の(1)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(ー)のa、b若しくはc又は1の口の(3)の(ニ)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のイの(3)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1の口の(1)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(ニ)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(ニ)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(ー)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(ニ)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合は、算定しない。

4 二については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいざれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のニの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)又は1のニの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいざれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のニの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)又は1のニの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(ー)、(ニ)若しくは(=)、1のニの(2)の(ー)、(ニ)若しくは(=)又は1のホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるときは又は1の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

11 送迎加算

イ 障害児（1のイ又はハを算定している障害児を除く。以下注1から注1の3までにおいて同じ。）に対して行う場合 54単位

ロ 障害児（1のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。）に対して行う場合

(1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児（第3を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。）の場合 80単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(3)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。

11 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

1の2 イ及び1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[加える。]

3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 延長支援加算		
<u>イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（口に規定する場合を除く。）</u>		
(1) 障害児の場合 ((2)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	256単位	
口 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児に対し延長支援を行う場合		
(1) 障害児の場合 ((2)及び(3)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 医療的ケア児の場合 ((3)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	256単位	
(3) 重症心身障害児の場合		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(二) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	
<u>ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合</u>		
(1) 障害児の場合 ((2)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	61単位	
(二) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(二) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	

注1 伊並びに口の(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この12において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 延長支援加算		
<u>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合</u>		
(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位	
(2) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(3) 延長時間 2時間以上の場合	123単位	
<u>口 重症心身障害児の場合</u>		
(1) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(2) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(3) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	

[加える。]

[加える。]

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

[加える。]

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	200単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ [加える。]	
ニ [加える。]	

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

12の3 事業所間連携加算

- イ 事業所間連携加算(I)
ロ 事業所間連携加算(II)

500単位
150単位

注 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

12の4 保育・教育等移行支援加算

500単位

- 注 1 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」といふ。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6ヶ月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

12の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算

400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

12の3 保育・教育等移行支援加算

500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

[加える。]

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 削除

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338単位

二 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450単位

注1 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- （一）医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
- （二）医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2 家庭連携加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 所要時間1時間未満の場合 | 187単位 |
| ロ 所要時間1時間以上の場合 | 280単位 |

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

- | | |
|------------------|-------|
| イ 事業所内相談支援加算(I) | 100単位 |
| ロ 事業所内相談支援加算(II) | 80単位 |

注1 イについては、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

3 食事提供加算

- | | |
|--------------|------|
| イ 食事提供加算(I) | 30単位 |
| ロ 食事提供加算(II) | 40単位 |

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。7の3において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算	94単位
注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の口又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。	
7 特別支援加算	54単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。	
7 の 2 送迎加算	37単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
7 の 3 保育職員加配加算	50単位
注 1 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
2 医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。	
8 個別サポート加算	
イ 個別サポート加算(I)	100単位
ロ 個別サポート加算(II)	125単位
注 1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	

9 延長支援加算		
イ 肢体不自由児の場合		
(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位	
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合	92単位	
(3) 延長時間2時間以上の場合	123単位	
ロ 重症心身障害児の場合		
(1) 延長時間1時間未満の場合	128単位	
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(3) 延長時間2時間以上の場合	256単位	
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。		
9の2 関係機関連携加算		
イ 関係機関連携加算(I)	200単位	
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位	
注 1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1ヶ月に1回を限度として、所定単位数を加算する。		
2 ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。		
9の3 保育・教育等移行支援加算	500単位	
注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。		
10 福祉・介護職員処遇改善加算		
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数		

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（口からニまでのいずれかに該当する場合を除く。）

(1) 時間区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が30分以上1時間30分以下）

→ 医療的ケア区分3

- | | |
|----------------------|---------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 2,591単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 2,399単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 2,304単位 |

(2) 医療的ケア区分2

- | | |
|----------------------|---------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 1,583単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 1,391単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 1,296単位 |

(3) 医療的ケア区分1

- | | |
|----------------------|---------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 1,247単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 1,055単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 960単位 |

(4) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- | | |
|----------------------|-------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 574単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 382単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 287単位 |

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合、1から9のまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）

→ 医療的ケア区分3

- | | |
|----------------------|---------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 2,604単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 2,402単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 2,302単位 |

(2) 医療的ケア区分2

- | | |
|----------------------|---------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 1,604単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 1,402単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 1,302単位 |

(3) 医療的ケア区分1

- | | |
|----------------------|---------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 1,271単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 1,069単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 969単位 |

(4) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- | | |
|----------------------|-------|
| a 利用定員が10人以下の場合 | 604単位 |
| b 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 402単位 |
| c 利用定員が21人以上の場合 | 302単位 |

(2) 時間区分2(指定放課後等デイサービスの提供時間が1時間30分超3時間以下)	
(→) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,627単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,423単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,322単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,618単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,414単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,313単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,282単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,078単位
c 利用定員が21人以上の場合	977単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	609単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	406単位
c 利用定員が21人以上の場合	305単位
(3) 時間区分3(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間超5時間以下)	
(→) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,683単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,461単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,361単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,674単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,452単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,352単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,339単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,116単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,016単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	666単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	443単位
c 利用定員が21人以上の場合	343単位

〔削る。〕

(2) 区分2(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満)	
(→) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,393単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,295単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,393単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,295単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,258単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,060単位
c 利用定員が21人以上の場合	962単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	393単位
c 利用定員が21人以上の場合	295単位

〔加える。〕

口 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合 (ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)	
(1) 医療的ケア区分3	
(→) 利用定員が10人以下の場合	2,721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	2,372単位
(2) 医療的ケア区分2	
(→) 利用定員が10人以下の場合	1,721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	1,372単位

□ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に使う場合

(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下の場合</u>	<u>1,771単位</u>
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下の場合</u>	<u>1,118単位</u>
(三) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>692単位</u>
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	

(2) 休業日に行く場合

(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下の場合</u>	<u>2,056単位</u>
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下の場合</u>	<u>1,299単位</u>
(三) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>817単位</u>
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	

△ 共生型放課後等デイサービス給付費

(1) 授業の終了後に使う場合	<u>430単位</u>
(2) 休業日に行く場合	<u>507単位</u>

△ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>534単位</u>
(二) 休業日に行く場合	<u>602単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>430単位</u>
(二) 休業日に行く場合	<u>507単位</u>

注1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後又は休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通

(3) 医療的ケア区分1

(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>1,388単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>1,147単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>1,039単位</u>
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>721単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>480単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>372単位</u>

△ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に使う場合

(一) 利用定員が <u>5人の場合</u>	<u>1,756単位</u>
(二) 利用定員が <u>6人の場合</u>	<u>1,467単位</u>
(三) 利用定員が <u>7人の場合</u>	<u>1,263単位</u>
(四) 利用定員が <u>8人の場合</u>	<u>1,108単位</u>
(五) 利用定員が <u>9人の場合</u>	<u>989単位</u>
(六) 利用定員が <u>10人の場合</u>	<u>893単位</u>
(七) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>686単位</u>

(2) 休業日に行く場合

(一) 利用定員が <u>5人の場合</u>	<u>2,038単位</u>
(二) 利用定員が <u>6人の場合</u>	<u>1,706単位</u>
(三) 利用定員が <u>7人の場合</u>	<u>1,466単位</u>
(四) 利用定員が <u>8人の場合</u>	<u>1,288単位</u>
(五) 利用定員が <u>9人の場合</u>	<u>1,150単位</u>
(六) 利用定員が <u>10人の場合</u>	<u>1,039単位</u>
(七) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>810単位</u>

△ 共生型放課後等デイサービス給付費

(1) 授業の終了後に使う場合	<u>426単位</u>
(2) 休業日に行く場合	<u>549単位</u>

△ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>529単位</u>
(二) 休業日に行く場合	<u>652単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>426単位</u>
(二) 休業日に行く場合	<u>549単位</u>

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定

所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ロの(1)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロの(2)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 イの算定に当たっては、指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。(イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

[加える。]

1の2 ニの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロ及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニの(2)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ホの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

- 3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。
- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
 - (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
 - 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50
 - (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85
- 5 イ（休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。）、ロの(2)、ハの(2)又は二の(1)の(2)若しくは(2)の(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものを行う。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 6 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が提供が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定する。
- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
 - (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
 - 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50
 - (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85
- 5 ロ、ハの(2)、二の(2)又は二の(1)の(2)若しくは(2)の(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものを行う。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 6 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

- 6の2 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6の3 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6の5 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（口に該当する場合を除く。）
- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が10人以下の場合 | 187単位 |
| (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 125単位 |
| (3) 利用定員が21人以上の場合 | 75単位 |
- ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。以下同じ。）において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 利用定員が5人の場合 | 374単位 |
| (2) 利用定員が6人の場合 | 312単位 |
| (3) 利用定員が7人の場合 | 267単位 |
| (4) 利用定員が8人の場合 | 234単位 |
| (5) 利用定員が9人の場合 | 208単位 |
| (6) 利用定員が10人の場合 | 187単位 |
| (7) 利用定員が11人以上の場合 | 125単位 |
- 7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注8、注10及び4の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注7及び注8において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注7において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	152単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	59単位
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	107単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	71単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	43単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	90単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
口 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374単位
(二) 利用定員が6人の場合	312卖位
(三) 利用定員が7人の場合	267卖位
(四) 利用定員が8人の場合	234卖位
(五) 利用定員が9人の場合	208卖位
(六) 利用定員が10人の場合	187卖位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125卖位
(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	305卖位
(二) 利用定員が6人の場合	253卖位
(三) 利用定員が7人の場合	216卖位
(四) 利用定員が8人の場合	188卖位
(五) 利用定員が9人の場合	167卖位
(六) 利用定員が10人の場合	149卖位
(七) 利用定員が11人以上の場合	98卖位

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187卖位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125卖位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75卖位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123卖位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82卖位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49卖位
[加える。]	
[加える。]	
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	90卖位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	60卖位
(三) 利用定員が21人以上の場合	36卖位
口 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374卖位
(二) 利用定員が6人の場合	312卖位
(三) 利用定員が7人の場合	267卖位
(四) 利用定員が8人の場合	234卖位
(五) 利用定員が9人の場合	208卖位
(六) 利用定員が10人の場合	187卖位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125卖位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	247卖位
(二) 利用定員が6人の場合	206卖位
(三) 利用定員が7人の場合	176卖位
(四) 利用定員が8人の場合	154卖位
(五) 利用定員が9人の場合	137卖位
(六) 利用定員が10人の場合	123卖位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82卖位

(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	214単位
(二) 利用定員が6人の場合	178単位
(三) 利用定員が7人の場合	153単位
(四) 利用定員が8人の場合	134単位
(五) 利用定員が9人の場合	119単位
(六) 利用定員が10人の場合	107単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	71単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位
8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び6において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	49単位

[加える。]

[加える。]

(3) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位

8 理学療法士等（保育士を除く。以下この注8において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、注7の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	75単位

□ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が5人の場合	247単位
(2) 利用定員が6人の場合	206単位
(3) 利用定員が7人の場合	176単位
(4) 利用定員が8人の場合	154単位
(5) 利用定員が9人の場合	137単位
(6) 利用定員が10人の場合	123単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	82単位
9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 看護職員加配加算(I)	
(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333単位
(3) 利用定員が7人の場合	286単位
(4) 利用定員が8人の場合	250単位
(5) 利用定員が9人の場合	222単位
(6) 利用定員が10人の場合	200単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133単位
ロ 看護職員加配加算(II)	
(1) 利用定員が5人の場合	800単位
(2) 利用定員が6人の場合	666単位
(3) 利用定員が7人の場合	572単位
(4) 利用定員が8人の場合	500単位
(5) 利用定員が9人の場合	444単位
(6) 利用定員が10人の場合	400単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	266単位
10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181単位
ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

□ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が5人の場合	374単位
(2) 利用定員が6人の場合	312単位
(3) 利用定員が7人の場合	267単位
(4) 利用定員が8人の場合	234単位
(5) 利用定員が9人の場合	208単位
(6) 利用定員が10人の場合	187単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	125単位
9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 看護職員加配加算(I)	
(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333卖位
(3) 利用定員が7人の場合	286卖位
(4) 利用定員が8人の場合	250卖位
(5) 利用定員が9人の場合	222卖位
(6) 利用定員が10人の場合	200卖位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133卖位
ロ 看護職員加配加算(II)	
(1) 利用定員が5人の場合	800卖位
(2) 利用定員が6人の場合	666卖位
(3) 利用定員が7人の場合	572卖位
(4) 利用定員が8人の場合	500卖位
(5) 利用定員が9人の場合	444卖位
(6) 利用定員が10人の場合	400卖位
(7) 利用定員が11人以上の場合	266卖位
10 ニの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181卖位
ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103卖位
ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78卖位

2 家族支援加算		
イ 家族支援加算(I)		
(1) 就学児の居宅を訪問して相談援助を行った場合		
(→ 所要時間1時間以上の場合	300単位	
(← 所要時間1時間未満の場合	200単位	
(2) 指定放課後等デイサービス事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位	
(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位	
ロ 家族支援加算(II)		
(1) 対面により他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	80単位	
(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	60単位	
<u>注1</u> 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族(就学児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。		
2 指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業所に限る。この第3において同じ。)に該当する場合には、就学児及びその家族等について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはロを算定しない。	80単位	
<u>2の2 子育てサポート加算</u>		

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

2 家庭連携加算		
イ 所要時間1時間未満の場合		187単位
[加える。]		
[加える。]		
ロ 所要時間1時間以上の場合		280単位
[加える。]		
[加える。]		

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

[加える。]

2の2 事業所内相談支援加算		
イ 事業所内相談支援加算(I)	100単位	
ロ 事業所内相談支援加算(II)	80単位	

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

〔3・4 略〕

5 欠席時対応加算

〔削る。〕

〔削る。〕

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の口を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

〔削る。〕

94単位

6 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているとき又は1の注10のイ若しくは口を算定していないときは、加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算

イ 強度行動障害児支援加算(I)

200単位

ロ 強度行動障害児支援加算(II)

250単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事

2 口については、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

〔3・4 同左〕

5 欠席時対応加算

イ 欠席時対応加算(I)

94単位

ロ 欠席時対応加算(II)

94単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 口については、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1の注3に規定する就学児について、1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

6 特別支援加算

54単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注8を算定している場合又は1の注10のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算

155単位

[加える。]

[加える。]

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事

業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（1の注10のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

6の3 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

6の4 人工内耳装用児支援加算 150単位

注 言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I)		
(1) 行動上の課題を有する就学児の場合	90単位	
(2) 著しく重度の障害を有する就学児の場合	120単位	
ロ 個別サポート加算(II)	150単位	
ハ 個別サポート加算(III)	70単位	

注1 イの(1)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(2)又は1のロを算定しているときは、加算しない。

1の2 イの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

1の3 イの(2)については、著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)又は1のロを算定しているときは、加算しない。

業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

7 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I)	100単位
[加える。]	
[加える。]	
ロ 個別サポート加算(II)	125単位
[加える。]	

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

[加える。]

[加える。]

- 2 口については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス等事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7の2 入浴支援加算 70単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第3において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

7の3 自立サポート加算 100単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算する。

7の4 通所自立支援加算 60単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1の口を算定している就学児については、算定しない。

8 医療連携体制加算

[イ～ヘ 略]

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1の口を算定している就学児については、算定しない。

- 2 口については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

8 医療連携体制加算

[イ～ヘ 同左]

ト 医療連携体制加算(Ⅷ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1の口を算定している就学児については、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。
- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している場合は、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。
- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している就学児であるとき又は1の注9のイ若しくは口を算定しているときは、算定しない。

9 送迎加算

イ 就学児（1の口を算定している就学児を除く。注1から注1の3までにおいて同じ。）に
対して行う場合 54単位

ロ 就学児（1の口を算定している就学児に限る。以下この口、注2及び注3において同じ。）
に対して行う場合

- (1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位
 (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児（以下この第3において「中重度医療的ケア児」という。）の場合 80単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 口の(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、口の(2)を算定しているときは、算定しない。

3 口の(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で就学児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7 トについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1の口の(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。

9 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イ及び1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1の口の(1)、(2)若しくは(3)を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

2 口については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[加える。]

3 イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10 延長支援加算		
イ 指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合 (口に規定する場合を除く。)		
(1) 就学児の場合 ((2)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上2時間未満の場合	92単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
(一) 延長支援時間 1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	256単位	
口 法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設 (指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。)において就学児に対し延長支援を行う場合		
(1) 就学児の場合 ((2)及び(3)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上2時間未満の場合	92単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 医療的ケア児の場合 ((3)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	256単位	
(3) 重症心身障害児の場合		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(二) 延長時間 1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	
ハ 共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合		
(1) 就学児の場合 ((2)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	61単位	
(二) 延長時間 1時間以上2時間未満の場合	92単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(二) 延長時間 1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	

注1 イ並びに口の(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この10において「延長支援」という。）を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。この10において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

10 延長支援加算		
イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合		
(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位	
(2) 延長時間 1時間以上2時間未満の場合	92単位	
(3) 延長時間 2時間以上の場合	123単位	
口 重症心身障害児の場合		
(1) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(2) 延長時間 1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(3) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	

[加える。]

[加える。]

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）、専修学校（同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程及び一般課程を除く。）をいう。）その他の就学児が日常的に通う施設（以下この注において「学校等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注10のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該修学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

[加える。]

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	200単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ [加える。]	
ニ [加える。]	

注1 イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注10のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10の3 事業所間連携加算

- イ 事業所間連携加算(I)
ロ 事業所間連携加算(II)

500単位
150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る就学児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

10の4 保育・教育等移行支援加算

500単位

- 注1 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立つて、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

10の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算

400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、8の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

[加える。]

10の3 保育・教育等移行支援加算

500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

[加える。]

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

[注1 略]

2 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画（指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1) 略]

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

[(+)・(=) 略]

[4 略]

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,035単位

注1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定居宅訪問型児童発達支援（指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1) 同左]

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画（同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

[(+)・(=) 同左]

[4 同左]

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1の2 訪問支援員特別加算

- | | |
|-----------------|-------|
| イ 訪問支援員特別加算(I) | 850単位 |
| ロ 訪問支援員特別加算(II) | 700単位 |

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- | | |
|---|-------|
| (1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合
① 所要時間1時間以上の場合 | 300単位 |
| ② 所要時間1時間未満の場合 | 200単位 |

- | | |
|--|-------|
| (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 | 100単位 |
|--|-------|

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 | 80単位 |
|--------------------------------------|------|

ロ 家族支援加算(II)

- | | |
|---|------|
| (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | 80単位 |
| (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | 60単位 |

注1 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第3の2に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数トイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第3の2に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはロを算定しない。

1の4 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の5 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[2・3 略]

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

[5・6 略]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

1,071単位

[注1 略]

[加える。]

[加える。]

[2・3 同左]

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

[5・6 同左]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

1,035単位

注1 指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

1の2 指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについては、保育所等訪問支援計画（指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

[(一)・(二) 略]

[(2)・(3) 略]

[3 略]

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1の2 訪問支援員特別加算

- | | |
|-----------------|-------|
| イ 訪問支援員特別加算(I) | 850単位 |
| ロ 訪問支援員特別加算(II) | 700単位 |

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 [略]

1の4 家族支援加算

- | | |
|-------------------------------|-------|
| イ 家族支援加算(I) | |
| (1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合 | |
| (一) 所要時間1時間以上の場合 | 300単位 |
| (二) 所要時間1時間未満の場合 | 200単位 |

1の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

[(一)・(二) 同左]

[(2)・(3) 同左]

[3 同左]

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

1の2 [同左]

1の3 家庭連携加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 所要時間1時間未満の場合 | 187単位 |
|----------------|-------|

(2) 指定保育所等訪問支援事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位
(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位

口 家族支援加算(Ⅱ)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	80単位
(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	60単位

注 1 指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、口については1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又は口に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第5において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第3の2に規定する家族支援加算のイ及び第4の1の3に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第1の2に規定する家族支援加算の口、同表第1の2に規定する家族支援加算の口、同表第2の2に規定する家族支援加算の口又は同表第3の2に規定する家族支援加算の口、第3の2に規定する家族支援加算の口及び第4の1の4に規定する家族支援加算の口を算定した回数と口を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは口を算定しない。

1の5 多職種連携支援加算 200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケニアーズ対応加算 120単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

口 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

1の8 関係機関連携加算

150単位

- 注1 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、1ヶ月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第1の12の2に規定する関係機関連携加算のハ、第3の10の2に規定する関係機関連携加算のハ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の16に規定する関係機関連携加算のハ、同表第2の16に規定する関係機関連携加算のハ又は同表第3の15に規定する関係機関連携加算のハを算定しているときは、算定しない。

[2 略]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

[4・5 略]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援	
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。）	
(1) 医療的ケア区分3	
（一）利用定員が20人以下の場合	3,364単位
（二）利用定員が21人以上30人以下の場合	3,178単位
（三）利用定員が31人以上40人以下の場合	3,066単位
（四）利用定員が41人以上の場合	2,970単位
(2) 医療的ケア区分2	
（一）利用定員が20人以下の場合	2,348単位
（二）利用定員が21人以上30人以下の場合	2,162単位
（三）利用定員が31人以上40人以下の場合	2,050単位
（四）利用定員が41人以上の場合	1,954単位

[加える。]

[2 同左]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

[4・5 同左]

[表を加える。]

(3) 医療的ケア区分 1		
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,010単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,824単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,712単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,616単位	
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,332単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,146単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,035単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	938単位	
□ 時間区分 2 (指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。)		
(1) 医療的ケア区分 3		
(一) 利用定員が20人以下の場合	3,397単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,207単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,092単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,994単位	
(2) 医療的ケア区分 2		
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,381単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,076単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,978単位	
(3) 医療的ケア区分 1		
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,043単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,853単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,738単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,640単位	
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,365単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,175単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,061単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	962単位	
ハ 時間区分 3 (指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。)		
(1) 医療的ケア区分 3		
(一) 利用定員が20人以下の場合	3,464単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,265単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,145単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	3,041単位	

(2) 医療的ケア区分 2	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,448単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,249単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,129単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,025単位
(3) 医療的ケア区分 1	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,110単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,910単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,790単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,687単位
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,432単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,233単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,113単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,009単位

注 1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たっては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

3 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めめた場合に限り、時間区分 1 の所定単位数を算定する。

4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合
別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でない場合 100分の85

5 営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

- 6 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 9 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------------|-------|
| イ 利用定員が20人以下の場合 | 603単位 |
| ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 531単位 |
| ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 488単位 |
| ニ 利用定員が41人以上の場合 | 445単位 |
- 11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|--|------|
| イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 | |
| (1) 利用定員が30人以下の場合 | 62単位 |
| (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 53単位 |
| (3) 利用定員が41人以上の場合 | 42単位 |
| ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。） | |
| (1) 利用定員が30人以下の場合 | 51単位 |
| (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 43単位 |
| (3) 利用定員が41人以上の場合 | 34単位 |

ハ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）	
(1) 利用定員が30人以下の場合	41単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(3) 利用定員が41人以上の場合	27単位
二 児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）	
(1) 利用定員が30人以下の場合	36単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	31単位
(3) 利用定員が41人以上の場合	24単位
ホ その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(3) 利用定員が41人以上の場合	20単位
12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この第1において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。	
イ 利用定員が30人以下の場合	41単位
ロ 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
ハ 利用定員が41人以上の場合	27単位
2 家族支援加算	
イ 家族支援加算(I)	
(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
(一) 所要時間1時間以上の場合	300単位
(二) 所要時間1時間未満の場合	200単位
(2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位
(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位
ロ 家族支援加算(II)	
(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	80単位
(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	60単位
注1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第四条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」と	

いう。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはロを算定しない。

3 食事提供加算

- | | |
|--------------|------|
| イ 食事提供加算(I) | 30単位 |
| ロ 食事提供加算(II) | 40単位 |

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度(指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算		
イ 福祉専門職員配置等加算(I)	15単位	
ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	10単位	
ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	6 単位	
注 1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。		
3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出した旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。		
(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。		
(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。		
6 栄養士配置加算		
イ 栄養士配置加算(I)		
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位	
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位	
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位	
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位	
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位	
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位	
ロ 栄養士配置加算(II)		
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位	
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位	
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位	
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位	
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位	
(6) 利用定員が81人以上の場合	9 単位	

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

7 欠席時対応加算 94単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

9 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

10 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11 個別サポート加算(II)	150単位
注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
12 入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	
(1) 看護を受けた障害児が1人	800単位
(2) 看護を受けた障害児が2人	500単位
(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	400単位
ホ 医療連携体制加算(V)	
(1) 看護を受けた障害児が1人	1,600単位
(2) 看護を受けた障害児が2人	960単位
(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	800単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	500単位
ト 医療連携体制加算(VII)	250単位
注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	
2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	
3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	

- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 6 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している場合は、算定しない。
- 7 ハトについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

14 送迎加算

- イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位
ロ 中重度医療的ケア児の場合 80単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15 延長支援加算

イ 障害児の場合（口に規定する場合を除く。）

(1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
(2) 延長支援時間2時間以上の場合	123単位

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
(2) 延長支援時間2時間以上の場合	256単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 イ又はロを算定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については61単位を、ロを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

16 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、

児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

17 事業所間連携加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 事業所間連携加算(I) | 500単位 |
| ロ 事業所間連携加算(II) | 150単位 |

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

18 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立つて、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員待遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

イ 利用定員が15人以下の場合	1,352単位
ロ 利用定員が16人以上20人以下の場合	1,057単位
ハ 利用定員が21人以上の場合	939単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合
別にこども家庭庁長官が定める割合

- (2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合
 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85
- 3 営業時間 (指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。)が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。
- 4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数 (注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士 (特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者 (以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 62単位
- ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 51単位
- ハ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 (イ及びロに掲げる場合を除く。) 41単位
- ニ 児童指導員等を配置する場合 (イからハまでに掲げる場合を除く。) 36単位
- ホ その他の従業者を配置する場合 30単位

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下の場合 | 100単位 |
| (2) 利用定員が21人以上の場合 | 80単位 |

ロ 看護職員加配加算(II)

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下の場合 | 200単位 |
| (2) 利用定員が21人以上の場合 | 160単位 |

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- | | |
|---|-------|
| (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 | |
| (一) 所要時間1時間以上の場合 | 300単位 |
| (二) 所要時間1時間未満の場合 | 200単位 |
| (2) 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 | 100単位 |
| (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 | 80単位 |

ロ 家族支援加算(II)

- | | |
|---|------|
| (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | 80単位 |
| (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | 60単位 |

注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第2において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それそれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第2において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはロを算定しない。

3 子育てサポート加算 80単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が指定児童発達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4 食事提供加算 30単位

イ 食事提供加算(I) 30単位

ロ 食事提供加算(II) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算		
イ 福祉専門職員配置等加算(I)	15単位	
ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	10単位	
ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	6 単位	
注 1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。		
3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出した旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。		
(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上あること。		
(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上あること。		
7 栄養士配置加算		
イ 栄養士配置加算(I)		
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位	
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位	
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位	
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位	
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位	
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位	
ロ 栄養士配置加算(II)		
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位	
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位	
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位	
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位	
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位	
(6) 利用定員が81人以上の場合	9 単位	

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

8 欠席時対応加算 94単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

9 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

10 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11 個別サポート加算(II) 150単位

注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

12 入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につ き8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13 医療連携体制加算③	250単位
注 咳痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携 により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算す る。ただし、1の注10のイ又はロを算定しているときは、算定しない。	
14 送迎加算	
イ 重症心身障害児の場合	40単位
ロ 中重度医療的ケア児の場合	80単位
注 1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府 県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心 身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所と の間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定して いるときは、算定しない。	
2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府 県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度 医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業 所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として重症心身障害児指定児 童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障 害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
15 延長支援加算	
イ 延長時間1時間未満の場合	128単位
ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
ハ 延長時間2時間以上の場合	256単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達 支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害 児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算 する。	
16 関係機関連携加算	
イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位
注 1 イについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所 その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）と の連携を図るために、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間 で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合 に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。	

- 2 口については、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 3 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 4 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。
- 5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

17 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(I)	500単位
ロ 事業所間連携加算(II)	150単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

18 保育・教育等移行支援加算

- 注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立つて、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

イ 旧指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定児童発達支援を行う場合 487単位

ロ 旧指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 600単位

ハ 旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 435単位

ニ 旧指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 549単位

- 注1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 1の2 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。
- 2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
 - (2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
 - (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50
- 3 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 2 家族支援加算
- イ 家族支援加算(I)
- (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
 - (2) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 100単位
 - (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位
- ロ 家族支援加算(II)
- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
 - (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、一部改正府令附則第2条の規定により旧指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者（以下の第3において「旧指定医療型児童発達支援事業所従業者」という。）又は旧指定発達支援医療機関に置くべき職員（以下の第3において「旧指定発達支援医療機関職員」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第3において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 子育てサポート加算 80単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が指定児童発達支援を行う場面を観察又は当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4 食事提供加算
イ 食事提供加算(I) 30単位
ロ 食事提供加算(II) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給

付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算 15単位

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6 単位

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、旧指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算	94単位
注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の口又はニを算定している旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において1月につき当該児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。	
8 専門的支援実施加算	150単位
注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。	
9 集中的支援加算	1,000単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。	
10 個別サポート加算	
イ 個別サポート加算(I)	120単位
ロ 個別サポート加算(II)	150単位
注 1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
11 入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	

12 送迎加算

- | | |
|----------------------|------|
| イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 | 40単位 |
| ロ 中重度医療的ケア児の場合 | 80単位 |

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 保育職員加配加算

注1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

14 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 延長時間1時間未満の場合 | 61単位 |
| (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 | 92単位 |
| (3) 延長時間2時間以上の場合 | 123単位 |

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 延長時間1時間未満の場合 | 128単位 |
| (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 | 192単位 |
| (3) 延長時間2時間以上の場合 | 256単位 |

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

15 関係機関連携加算		
イ 関係機関連携加算(I)	250単位	
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位	
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位	
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位	

注 1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

16 事業所間連携加算		
イ 事業所間連携加算(I)	500単位	
ロ 事業所間連携加算(II)	150単位	

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

- 17 保育・教育等移行支援加算** 500単位
- 注 1 旧指定医療型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧指定医療型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 18 福祉・介護職員処遇改善加算**
- 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- 19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算**
- 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**
- 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をつれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のとおりに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄につれに對応するものを掲げてないものは、それを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄につれに對応するものを掲げてないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>[イ～ホ 略]</p> <p>[注1～2の6 略]</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85</p> <p>[注4～11 略]</p> <p>[2～12の5 略]</p> <p>13 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の131</u>に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の128</u>に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の118</u>に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の96</u>に相当する単位数</p>	<p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>[イ～ホ 同左]</p> <p>[注1～2の6 同左]</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>[注4～11 同左]</p> <p>[2～12の5 同左]</p> <p>13 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p><u>注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の81</u>に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の59</u>に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の33</u>に相当する単位数</p> <p>[加える。]</p>

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削る。〕

[加える。]

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業

[削る。]

〔第2 略〕

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1～3 略]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2
又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合して
いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85

[注5～10 略]

[2～10の5 略]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

ミ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

〔第2 同左〕

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1～3 同左]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

〔(1)～(3) 同左〕

[加える。]

[注5～10 同左]

[2～10の5 同左]

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

[加える。]

- 2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

〔削る。〕

〔加える。〕

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場

〔削る。〕

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

〔注1・2 略〕

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85

〔注4～7 略〕

〔2・3 略〕

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

〔注1・2 同左〕

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 同左〕

〔加える。〕

〔注4～7 同左〕

〔2・3 同左〕

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

2 令和7年3月31までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
 (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から3までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
 (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
 (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
 (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
 (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削る。〕

〔削る。〕

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位
 [注1・1の2 略]
 2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
 [(1)～(3) 略]
 (4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でていない場合 100分の85
 [注3～6 略]
 [1の2～2 略]

[加える。]

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1から3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位
 [注1・1の2 同左]
 2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
 [(1)～(3) 同左]
 [加える。]

[注3～6 同左]

[1の2～2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から2までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から2までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削る。〕

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

〔加える。〕

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[削る。]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
 1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）
 [イ～ハ 略]
 [注1～3 略]
 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
 [(1)～(3) 略]
 (4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85
 [注5～12 略]
 [2～18 略]
- 19 福祉・介護職員等処遇改善加算
 注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数
 2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、1から2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
 1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）
 [イ～ハ 同左]
 [注1～3 同左]
 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
 [(1)～(3) 同左]
 [加える。]

[注5～12 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
 [加える。]

[加える。]

- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削る。〕

〔削る。〕

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1・1の2 略]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85

[注3～10 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注3～10 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削る。〕

〔削る。〕

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1・1の2 略]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でていない場合 100分の85

[注3～7 略]

[2～17 略]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注3～7 同左]

[2～17 同左]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
 (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
 (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
 (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数
 (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から17までにより算定した単位数の98に相当する単位数
 (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
 (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
 (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

〔削る。〕

〔削る。〕

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成14年厚生労働省告示第百1111号）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にいれに対応するものを掲げていいもののは、それを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にいれに対応するものを掲げていいものは、それを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注7までを除く。）、2及び4から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注7までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>〔二 同左〕</p>
別表	別表
障害児入所給付費単位数表	障害児入所給付費単位数表
第1 福祉型障害児入所施設	第1 福祉型障害児入所施設
1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
957単位	941単位
(2) 入所定員が10人の場合	(2) 入所定員が10人の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
837単位	823単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
1,727単位	1,697単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
957単位	941単位
(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合	(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
665単位	654単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
1,109単位	1,090単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
878単位	863単位
(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合	[加える。]
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合
645単位	823単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	[加える。]
1,075単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合
852単位	688単位
(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合	[加える。]
837単位	
(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合	(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合
812単位	614単位
(7) 入所定員が31人以上35人以下の場合	(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合
700単位	590単位
(8) 入所定員が36人以上40人以下の場合	
665単位	
(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合	
625卖位	
(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合	
600卖位	

(11) 入所定員が61人以上70人以下の場合	578単位	(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	568単位
(12) 入所定員が71人以上80人以下の場合	554単位	(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	545単位
(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合	535単位	(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	526単位
(14) 入所定員が91人以上100人以下の場合	513単位	(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	504単位
(15) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	493単位	(12) 入所定員が <u>101人以上110人以下</u> の場合	501単位
[削る。]		(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	499単位
[削る。]		(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	496単位
[削る。]		(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	493単位
[削る。]		(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	490単位
[削る。]		(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	485単位
[削る。]		(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	481単位
[削る。]		(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	477単位
[削る。]		(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	473単位
[削る。]		(21) 入所定員が191人以上の場合	470単位
□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	845単位	(1) 入所定員が30人以下の場合	831単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	772単位	(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	759単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	734単位	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	721単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	701単位	(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	689単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	668単位	(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	657単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	637単位	(6) 入所定員が71人以上の場合	626単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(3) 入所定員が10人の場合		(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,903単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,870単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	694単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	682単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,360単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,337単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合		(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	644単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	633単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,122単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	577単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,022単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	871単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	542単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	871単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	871単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	
	767単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	713単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	626単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	603単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	582単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	560単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	540単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	519単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	929単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	929単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,889単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	695単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,349単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	895単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	647単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,139単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	895単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	573単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	966単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	567単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,005単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	533単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	856単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	
	754単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	701単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	615単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	593単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	572単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	550単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	531単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	510単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	913単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	913単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,857単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	683単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,326単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	880単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	636単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,120単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	880単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	563単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	949単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	545単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	866単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	763単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	710単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	623単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	600単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	580単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	558単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	537単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	518単位
ホ 主として肢体不自由 (法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	766単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	752単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	737単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	720単位
注1 指定福祉型障害児入所施設 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。) 第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画 (同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70	
(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	
3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
3の2 指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	536単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	851単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	750単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	698単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	612単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	570単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	548単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	528単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	509単位
ホ 主として肢体不自由 (法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	753単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	739単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	724単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	708単位
注1 指定福祉型障害児入所施設 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。) 第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画 (同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70	
(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	
3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。	

[加える。]

<u>3の3</u>	指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
<u>3の4</u>	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
4	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、 <u>日中活動支援加算として</u> 、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ	主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
(1)	入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 67単位
(2)	入所定員が <u>10人</u> の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>161単位</u> (-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>67単位</u>
(3)	入所定員が <u>11人以上15人以下</u> の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>121単位</u> (-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>67単位</u>
(4)	入所定員が <u>16人以上20人以下</u> の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>81単位</u> (-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>67単位</u>
(5)	入所定員が <u>21人以上25人以下</u> の場合 <u>67卖位</u>
(6)	入所定員が <u>26人以上30人以下</u> の場合 <u>54卖位</u>
(7)	入所定員が <u>31人以上35人以下</u> の場合 <u>47卖位</u>
(8)	入所定員が <u>36人以上40人以下</u> の場合 <u>40卖位</u>
(9)	入所定員が <u>41人以上50人以下</u> の場合 <u>32卖位</u>
(10)	入所定員が <u>51人以上60人以下</u> の場合 <u>27卖位</u>
(11)	入所定員が <u>61人以上70人以下</u> の場合 <u>23卖位</u>
(12)	入所定員が <u>71人以上80人以下</u> の場合 <u>20卖位</u>
(13)	入所定員が <u>81人以上90人以下</u> の場合 <u>18卖位</u>
(14)	入所定員が <u>91人以上100人以下</u> の場合 <u>16卖位</u>
(15)	入所定員が <u>101人以上</u> の場合 削る。 削る。 削る。 削る。 削る。 削る。 削る。

[加える。]

[加える。]

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

[加える。]

(1) 入所定員が10人以下の場合

(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
148卖位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
49卖位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合

(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
73卖位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
49卖位

[加える。]

(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合
49卖位

[加える。]

(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合
39卖位

[加える。]

(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合
29卖位(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合
26卖位(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合
23卖位(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合
20卖位(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合
17卖位(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合
14卖位(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合
13卖位(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合
12卖位(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合
11卖位(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合
10卖位(15) 入所定員が141人以上170人以下の場合
9卖位(16) 入所定員が171人以上の場合
8卖位

口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	54単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	23単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	322単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(2) 入所定員が6人以上 <u>9人以下</u> の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	179単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	161単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	107単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	81単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	64単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	54単位
(8) 入所定員が31人以上 <u>35人以下</u> の場合	46単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	18単位

口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	49単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	296単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
(2) 入所定員が6人以上 <u>10人以下</u> の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	148単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
[加える。]	
(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	98単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	73単位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	59卖位
(←) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49卖位
(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合	49卖位
(7) 入所定員が31人以上 <u>40人以下</u> の場合	39卖位
[加える。]	
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	29卖位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26卖位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23卖位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20卖位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17卖位
(13) 入所定員が91人以上の場合	14卖位

- 5 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位
- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
 (一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
 (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 6歳未満である者
 (2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者
 (3) 入所後1年未満である者
- ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。） 158単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
 (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部に介助を必要とするもの
- ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位
- ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。） 143単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
 (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部に介助を必要とするもの

- 5 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位
- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
 (一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
 (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 6歳未満である者
 (2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者
 (3) 入所後1年未満である者
- ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。） 158単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
 (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部に介助を必要とするもの
- ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位
- ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。） 143単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
 (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部に介助を必要とするもの

ヘ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの	171単位
ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	198単位
(1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者	
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、 ^{せつ} 排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部 <small>かくたん</small> 分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者	
5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する <u>指定入所支援</u> を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。	
6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、 <u>次に掲げる指定入所支援</u> を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
<u>イ 強度行動障害児特別支援加算(I)</u>	
別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合	390単位
<u>ロ 強度行動障害児特別支援加算(II)</u>	
別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合	781単位
8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。	

ヘ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの	171単位
ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	198単位
(1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者	
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、 ^{せつ} 排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部 <small>かくたん</small> 分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者	
5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する <u>指定障害児入所支援</u> を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。	
6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。	
[加える。]	
[加える。]	
8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。	

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。		9 别にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	102単位	(1) 入所定員が10人以下の場合	102単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位
(11) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	9単位	(11) 入所定員が <u>101人以上120人以下</u> の場合	9単位
〔削る。〕		〔削る。〕	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	26単位	(1) 入所定員が40人以下の場合	26卖位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20卖位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位	(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17卖位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位	(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15卖位
(5) 入所定員が71人以上の場合	13単位	(5) 入所定員が71人以上の場合	13卖位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	102単位	(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	102卖位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51卖位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34卖位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26卖位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20卖位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17卖位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15卖位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13卖位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11卖位
(10) 入所定員が91人以上の場合	10単位	(10) 入所定員が91人以上の場合	10卖位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	20単位	(1) 入所定員が50人以下の場合	20卖位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17卖位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15卖位
(4) 入所定員が71人以上の場合	13単位	(4) 入所定員が71人以上の場合	13卖位

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
(11) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	13単位

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	14単位

12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	145単位
-------------------	-------

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
(11) 入所定員が <u>101人以上110人以下</u> の場合	13単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	7単位
(18) 入所定員が191人以上の場合	6単位

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	14単位

12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	145単位
-------------------	-------

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	14単位	(11) 入所定員が <u>101人以上110人以下</u> の場合	14単位
[削る。]		[削る。]	
口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位	(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位	(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合		ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位	(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位	(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位	(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位	(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に
関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に
加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年
法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内に
ある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦
略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が
定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項
に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準
に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして
都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場
合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算
する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(十一) 入所定員が101人以上の場合	14単位
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が40人以下の場合	38単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行
う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法
士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。
以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉
型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域
限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基
準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童
福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規
定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に
適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして
都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った
場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(十一) 入所定員が101人以上の場合	14単位
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	
〔削る。〕	

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が40人以下の場合	38単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位

(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位	(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位	(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位	(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	16単位	(十) 入所定員が91人以上の場合	16単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位	(一) 入所定員が50人以下の場合	30卖位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位	(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28卖位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23卖位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位	(四) 入所定員が71人以上の場合	20卖位
□ 児童指導員等を配置する場合		□ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位	(一) 入所定員が10人以下の場合	112卖位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位	(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75卖位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位	(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45卖位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位	(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32卖位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位	(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25卖位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位	(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20卖位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位	(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17卖位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位	(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15卖位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位	(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13卖位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位	(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12卖位
(十一) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	10単位	(十一) 入所定員が <u>101人以上120人以下</u> の場合	10卖位
〔削る。〕		(十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合	9卖位
〔削る。〕		(十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合	8卖位
〔削る。〕		(十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合	7卖位
〔削る。〕		(十五) 入所定員が181人以上の場合	6卖位
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位	(一) 入所定員が40人以下の場合	28卖位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位	(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25卖位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位	(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20卖位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位	(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17卖位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位	(五) 入所定員が71人以上の場合	15卖位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合		(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位	(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112卖位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位	(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75卖位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位	(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45卖位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位	(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32卖位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位	(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25卖位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位	(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20卖位

(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、 <u>指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u>	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	14単位
[削る。]	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、 <u>指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u>	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	14単位
[削る。]	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位
二 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位
2 入院・外泊時加算(1日につき)	
イ 入院・外泊時加算(I)	
(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位
ロ 入院・外泊時加算(II)	
(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位
二 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位
2 入院・外泊時加算(1日につき)	
イ 入院・外泊時加算(I)	
(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位
ロ 入院・外泊時加算(II)	
(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 口については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第1において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 略]

4 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。口及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 略]

5の2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

(1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この5の2において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間1時間以上の場合 300単位

(二) 所要時間1時間未満の場合 200単位

(2) 指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合 100単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の3第6項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、6を算定しているときは、算定しない。

[6 略]

2 口については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。4及び6において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 同左]

4 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。口及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 同左]

[加える。]

[6 同左]

6の2 移行支援関係機関連携加算

250単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画（指定入所基準第3条第1項に規定する移行支援計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。以下この注及び第2の4の2の注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

6の3 体験利用支援加算（1日につき）

- 体験利用支援加算(I) 700単位
 体験利用支援加算(II) 500単位

注1 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（口にあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

- (1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
(2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助

2 注1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。

- (1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）
(2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

7 栄養士配置加算

- 栄養士配置加算(I)

〔1〕～〔7〕 略

(8) 入所定員が101人以上の場合

10単位

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

- 栄養士配置加算(II)

〔1〕～〔6〕 略

(7) 入所定員が101人以上の場合

5 単位

〔削る。〕

〔削る。〕

[加える。]

[加える。]

7 栄養士配置加算

- 栄養士配置加算(I)

〔1〕～〔7〕 同左〕

- (8) 入所定員が101人以上110人以下の場合
(9) 入所定員が111人以上120人以下の場合
(10) 入所定員が121人以上130人以下の場合
(11) 入所定員が131人以上150人以下の場合
(12) 入所定員が151人以上180人以下の場合
(13) 入所定員が181人以上の場合

10単位

9 単位

8 単位

7 単位

6 単位

5 単位

- 栄養士配置加算(II)

〔1〕～〔6〕 同左〕

- (7) 入所定員が101人以上120人以下の場合
(8) 入所定員が121人以上150人以下の場合
(9) 入所定員が151人以上の場合

5 单位

4 单位

3 单位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
- 2 口については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 略]

8の2 要支援児童加算

- | | |
|---------------|-------|
| イ 要支援児童加算(I) | 150単位 |
| 口 要支援児童加算(II) | 150単位 |

注1 イについては、指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であって、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 口については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 集中的支援加算

- | | |
|---------------|---------|
| イ 集中的支援加算(I) | 1,000単位 |
| 口 集中的支援加算(II) | 500単位 |

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 口については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 同左]

[加える。]

[加える。]

2 口については、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。第2の4の5において同じ。）を行う事業所、指定障害児入所施設（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。第2の4の5において同じ。）、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

9 小規模グループケア加算

イ 小規模グループケア加算(I)（障害児の数が4人から6人まで）	320単位
ロ 小規模グループケア加算(II)（障害児の数が7人又は8人）	233単位
ハ 小規模グループケア加算(III)（障害児の数が9人又は10人）	186単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であつて当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(I)	10単位
ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(II)	5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

(2) 協力医療機関（指定入所基準第39条第1項に規定する協力医療機関をいう。以下同じ。）等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

9 小規模グループケア加算

240単位

[加える。]
[加える。]
[加える。]

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であつて当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児1人につき308単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A 2 3 4 – 2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の区分番号A 0 0 0に掲げる初診療の注11及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診療の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 口については、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 新興感染症等施設療養加算 240単位

注 障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1月につき所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

- イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）
 (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

380単位
189単位
988単位

- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

454単位
415単位
380単位
345単位

- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

223単位
205単位
189単位
173単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

1,190単位
1,084単位
988単位
891単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

1,164単位
1,058単位
962単位
865単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

- イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）
 (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

352単位
175単位
914単位

- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

420単位
384単位
352単位
319単位

- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

1,101単位
1,003単位
914単位
825単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 60日目まで
 (二) 61日目以降90日目まで
 (三) 91日目以降180日目まで
 (四) 181日目以降

127単位
890単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 1の2 口又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
 - (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
 - (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3の2 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3の3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（口に該当する場合を除く。） 165単位
- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
 - (一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

- 1の2 口又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
 - (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
 - (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]
- 4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（口に該当する場合を除く。） 165単位
- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
 - (一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動 その他の問題行為を有し、監護を必要とする者	
(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの	
□ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合	198単位
(1) 6歳未満である者	
(2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者	
(3) 入所後1年未満である者	
ハ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	198単位
(1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者	
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部に介助を必要とする者	
4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する <u>指定入所支援</u> を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。	
5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し <u>指定入所支援</u> を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 強度行動障害児特別支援加算(I)	
別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合	390単位

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者	
(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの	
□ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合	198単位
(1) 6歳未満である者	
(2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者	
(3) 入所後1年未満である者	
ハ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	198単位
(1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者	
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者	
4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する <u>指定障害児入所支援</u> を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。	
5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し <u>指定施設入所支援</u> を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 強度行動障害児特別支援加算(I)	
別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合	781単位

[加える。]

□ 強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)	[加える。]
別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合	
	781単位
6 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。	
7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出した指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。	
9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出した指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。	

[2～3の2 略]

3の3 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- (1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この3の3において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合
- (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 指定医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、4を算定しているときは、算定しない。

6 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。	
7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。	
8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出した指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。	
9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出した指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。	

[2～3の2 同左]

[加える。]

[4 略]

4の2 移行支援関係機関連携加算 250単位

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

4の3 体験利用支援加算（1日につき）

イ 体験利用支援加算(I) 700単位

ロ 体験利用支援加算(II) 500単位

注1 現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

- (1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
- (2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助

2 注1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。

- (1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）
- (2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

4の4 要支援児童加算

イ 要支援児童加算(I) 150単位

ロ 要支援児童加算(II) 150単位

注1 イについては、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童又は要支援児童であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[4 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

<u>4の5 集中的支援加算</u>		
イ 集中的支援加算(I)	1,000単位	
ロ 集中的支援加算(II)	500単位	
注 1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。		[加える。]
2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該障害児を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。		
<u>5 小規模グループケア加算</u>		
イ 小規模グループケア加算(I) (障害児の数が4人から6人まで)	320単位	
ロ 小規模グループケア加算(II) (障害児の数が7人又は8人)	233単位	
ハ 小規模グループケア加算(III) (障害児の数が9人又は10人)	186単位	
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。		
<u>6 福祉・介護職員待遇改善加算</u>		
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数		
ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数		
ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数		
[7・8 略]		

標準表中の〔 〕の記載を左記のように。

<u>5 小規模グループケア加算</u>	240単位
[加える。]	
[加える。]	
[加える。]	
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。	
<u>6 福祉・介護職員待遇改善加算</u>	
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数	
ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数	
ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数	
[7・8 同左]	